

# 機械設備工事特記仕様書

## 工事概要

1 工事名称	東小学校外壁改修工事			
2 工事場所	宮代町百間5-8-48			
3 工期	契約日から令和7年12月※※日			
現場施工期間	令和年月日から令和年月日			

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

## 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	備考
① 東小学校管理教室棟	W	2	971.0		校舎
② 東小学校特別教室棟	RC	2	178.0		校舎
③ 東小学校教室棟・昇降所	RC	1	1476.0		校舎
④ 東小学校教室棟	RC	3	723.0		校舎
⑤ 東小学校配膳室	RC	3	229.0		配膳室

5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)

建物別及び屋外 工事種目	工事種別				
	①	②	③	④	⑤
● 空気調和設備	一式				
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 消火設備					
○ 腐食機器設備					
○ ガス設備					

6 指定部分 ※無し・有  
対象部分: 工期: 令和 年 月 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

- 1 専任期間の始期  
請負契約締結の日から、(●)現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入 又は仮設工事等が開始されるまでの期間・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期  
工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断  
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要  
体育馆に電気式ヒートポンプエアコンビル用マルチ方式の空調設備を設置する。

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11 同時期発注の関連工事  
・建築工事  
・電気設備工事

## II 工事仕様

### 1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁業務公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築設備工事標準仕様書 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。) 及び監督員の指示に従い施工する。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時ににおいて最新のものを適用する。

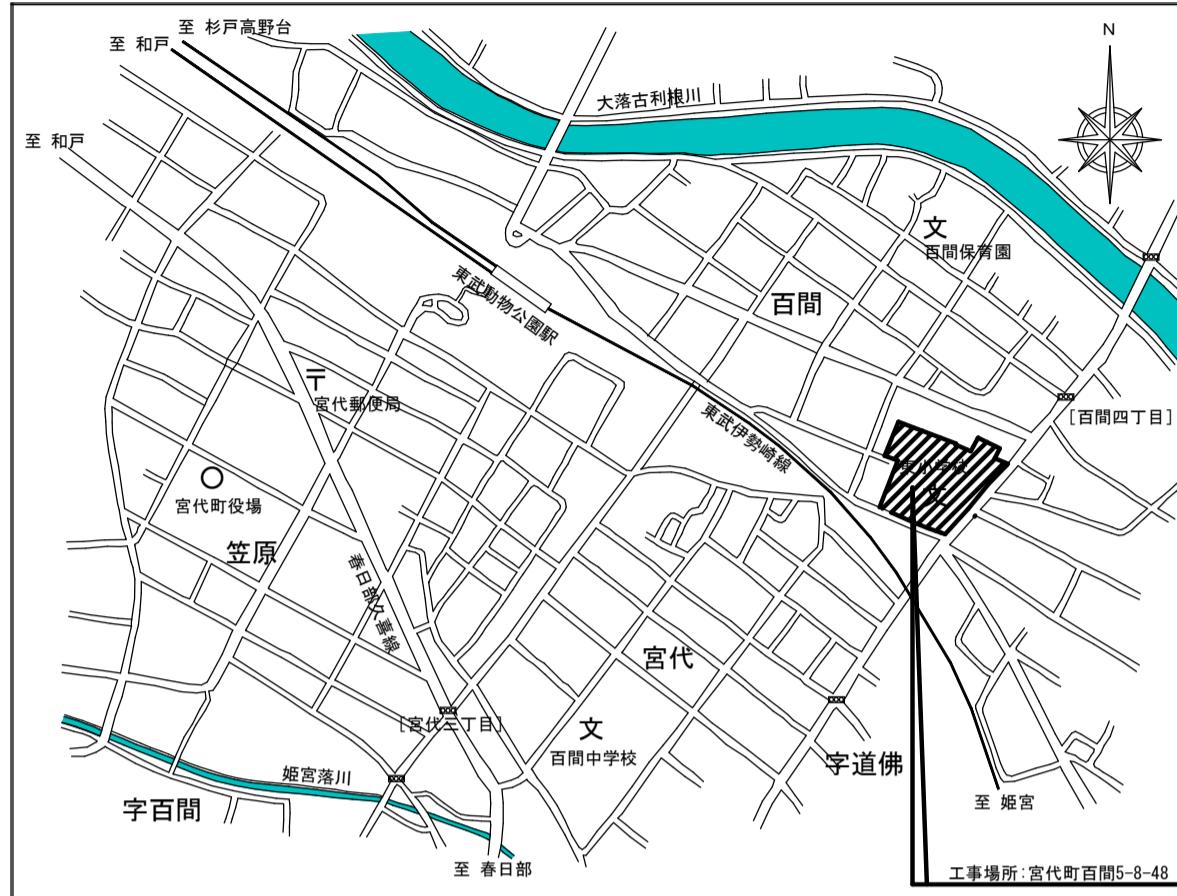
- 2 特記仕様  
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。  
(2) 特記事項のうち選択する事項は、(●)印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。  
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

特記事項					
1 機材等					
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとす。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7%VATを含む有無を確認し、7%VATを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。					
2 電気保安技術者					
(3) 施工条件					
施工時間					
※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号) に定める行政機関の休日以外。 上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風道制作及び取付け) ・熱絶縁施工 (保温工事) ・冷凍空気調和機器施工 (冷凍空調機器の据付)					
3 技能士の適用					
(5) 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験					
検査及試験を行なう機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公的の保健所・試験所では認定の試験所 (事前に監督員の承認を得る) に依頼して行なうものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①～⑩大腸菌、⑪pH値、⑫臭気、⑬色度、⑭濁度およそ⑯残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は、記録の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。					
4 建物概要					
建物名稱	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	備考
① 東小学校管理教室棟	W	2	971.0		校舎
② 東小学校特別教室棟	RC	2	178.0		校舎
③ 東小学校教室棟・昇降所	RC	1	1476.0		校舎
④ 東小学校教室棟	RC	3	723.0		校舎
⑤ 東小学校配膳室	RC	3	229.0		配膳室

項目	記事項	18 防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。	22 はり及びあと施工アンカー打設前に、既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面で明示する箇所でのX線撮影調査を実施すること。 電動工具等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
1 機材等		空気調和設備工事の保温の種別	ドレン管 屋内露出 (一般居室、廊下) a1・(八)・VII 機械室、書庫、倉庫 b・(八)・VII 天井内、P/S内及び空隙壁中 c2・(口)・VII 浴室、厨房等の多湿箇所 e3・(八)・VII 蒸気管 屋内露出 (一般居室、廊下) A1・(イ)・II 機械室、書庫、倉庫 B・(イ)・II 天井内、P/S内及び空隙壁中 C2・(口)・II 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) D・(口)・II 及び浴室、厨房等の多湿箇所 E3・(イ)・II 冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラーパン等への補給水管を含む。) A1・(八)・III 機械室、書庫、倉庫 B・(八)・III 天井内、P/S内及び空隙壁中 C1・(イ)・III 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) D・(八)・III 温水管 (膨張管を含む。) E3・(八)・III 屋内露出 (一般居室、廊下) A1・(イ)・I 機械室、書庫、倉庫 B・(イ)・I 天井内、P/S内及び空隙壁中 C2・(口)・I 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) D・(口)・I 及び浴室、厨房等の多湿箇所 E3・(イ)・I	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
2 電気保安技術者		● 一般共通事項特記事項 (統合)	23 管の埋設深さ 既設管接続・接続既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やがてそれをそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。	
3 技能士の適用		24 既設管分岐・接続既設管に接続する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やがてそれをそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。		
4 建物概要		25 絶縁継手の設置・種別※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管※鋼管と銅管及びこれに類する部分※鋼管と銅管及びこれに類する部分※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ・全て絶縁フランジ		
5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)		26 天井仕上げ区分	27 他工事との取扱区分	
6 指定部分 ※無し・有 対象部分: 工期: 令和 年 月 日		28 施工図等の取扱い	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日まで、これを火災が保険対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。	
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)		29 保険	受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。	
8 工事範囲 図示のとおり		30 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。	
9 機械設備工事概要 体育馆に電気式ヒートポンプエアコンビル用マルチ方式の空調設備を設置する。		31 墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発6022第2号) による ・使用を要しない	
10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。		32 誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランーモーターとする。	
11 同時期発注の関連工事 ・建築工事 ・電気設備工事		33 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。	
II 工事仕様		34 その他	工事に先立ち、監督員と合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のおらせ」等を配布し、周知すること。	
1 共通仕様		① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。	
2 改修部分の足場		② 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※脚立足場・枠組足場 (2) 外部足場 ※A種 (枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種	
3 既存部分養生・				

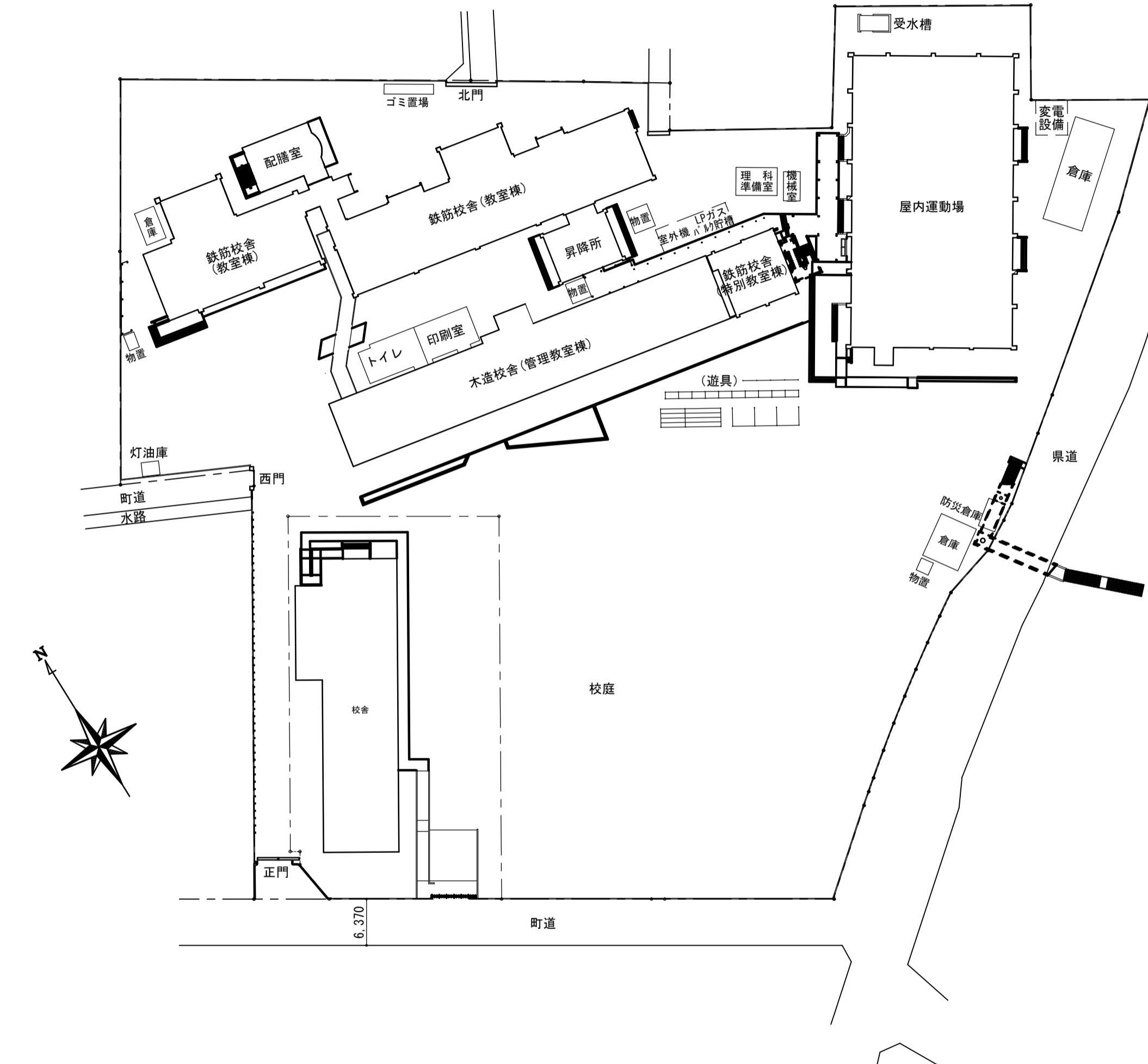
● 空気調和設備	(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。	○ 换気設備	18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転制御・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A, R32又はR407C) (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆钢管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 摄音装置 13 その他 1 配管材料	・女子用トイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) ・バリアフリートイレブースに設置する。(※本工事・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。 配管材料は※下記・面図指示(面図指示が不足する箇所は下記)による。	○ 給水設備	2 洗面器等の排水管 3 满水試験維手 4 横の適用	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の維手を設ける。 ※掃除口付きソケット・満水試験用掃除ローソケット 別紙構造による。
	① 設計温湿度								
	② 総合試運転調整								
	3 煙道								
	4 煙突								
	5 長方形ダクト								
	6 円形ダクト								
	7 風量測定口								
	8 チャンバー								
	9 吹出口及び吸込口ボックス								
	10 ダンパー								
	11 配管材料								
	12 フレ類								
	13 温度計								
	14 圧力計								
	15 瞬間流量計								
	16 油面制御装置								
	17 冷却塔								

案 内 図



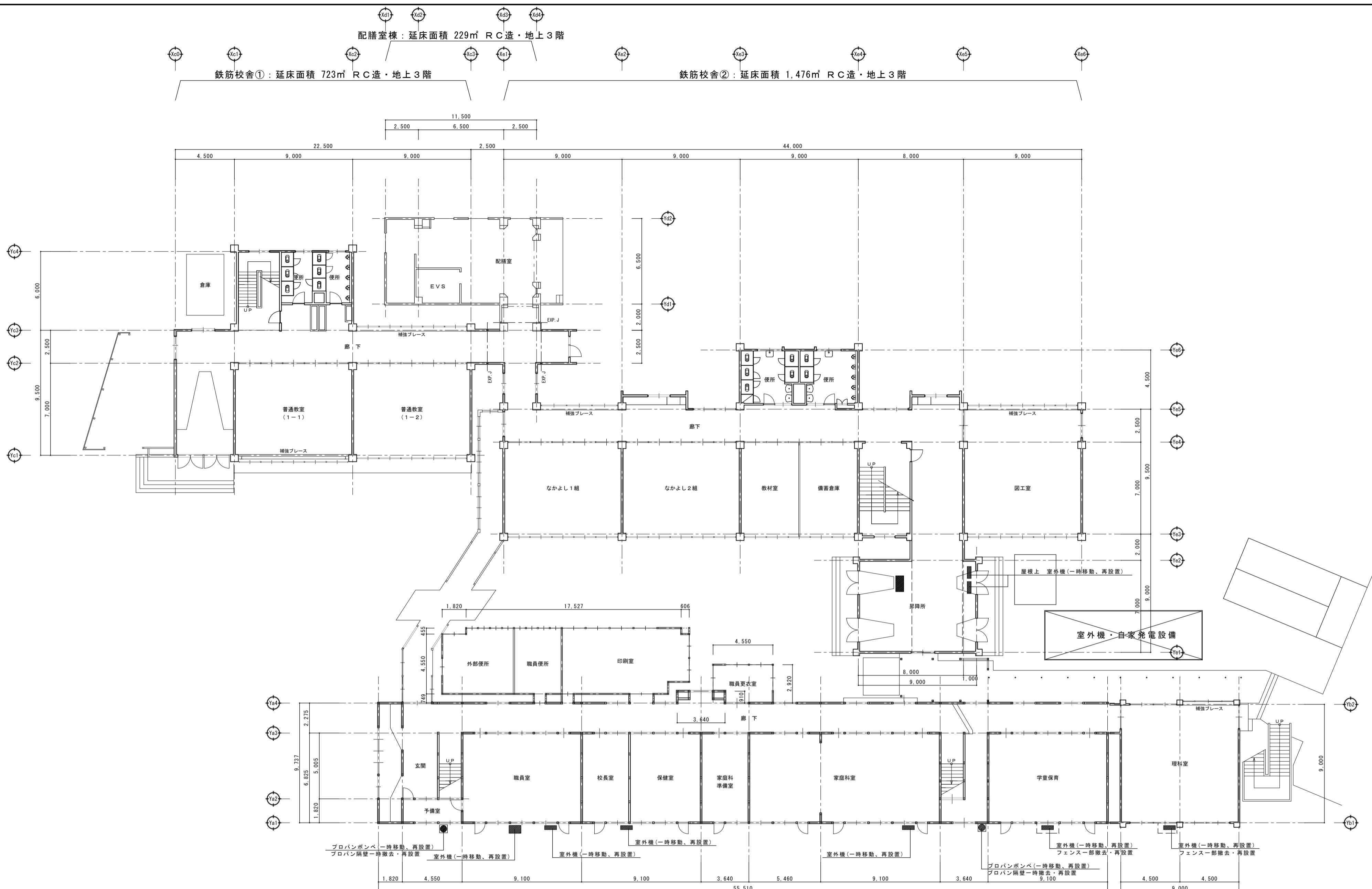
案内図

配 置 図



配 置 図 S=1/400

東小学校



木造校舎：延床面積 971m<sup>2</sup> 木造・地上2階

特別教室棟：延床面積 178m<sup>2</sup>

東小学校

※室外機は外壁が施工出来る範囲の移動とする。フェンス及びプロパンの囲いは足場等設置に影響がある場合は一時撤去再設置とする

東小学校

## 1階全体平面図(室外機位)

000